

2019年7月31日

改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された「放送法施行規則の一部を改正する省令案」「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案」「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン案」に対して下記の意見を述べる。

当委員会は NHK の常時同時配信の前提として受信料制度との整合性や、市場での競争が民間事業者を圧迫することのない公正なものになることを求め、業務・受信料・ガバナンスを「三位一体」で改革するべきだと繰り返し訴えてきた。これは直近三代の総務大臣が常時同時配信解禁の前提条件として三位一体改革を求めてきたことと軌を一にするものだ。今回、総務省が示した省令案やガイドライン案は、NHK のガバナンスを確保するための制度を充実させるなど、当委員会のこれまでの要望をくんだ新たな規定を盛り込んでおり、その趣旨、方向性については評価するものである。

しかし、NHK は前提条件であるはずの三位一体改革の道筋を明らかにせず、今後目指すとしている「公共メディア」の具体像をいまだ示していない。改革プランをほぼ示さないまま、NHK が常時同時配信という「果実」を先取りしかねない現状を憂慮する。常時同時配信の規模、社会的影響の大きさに鑑みれば、その解禁により NHK のインターネット活用業務は劇的に変化し、これまでとは質的に異なる拡大局面に入ると認識する。放送の「補完」と法定されている同業務の過剰な肥大化を招きかねない状況であり、総務省には今回の制度設計とその運用によって、NHK の業務が放送法、特に受信料制度の趣旨にのっとりて執行され、公正な競争を阻害することのないよう厳格に監督することを求める。

当委員会はこれまで受信料収入の 2.5%と規定されているインターネット活用業務の費用上限について厳守を求めてきた。今回の改正法の国会審議においても「受信料制度の趣旨に沿って、公正性確保の観点から、会計上の透明性を確保しつつ、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること」(参院・総務委員会付帯決議) が求められたように、NHK には放送の補完である同業務を抑制的に運用し、受信料をより効率的に使うことが求められている。NHK はいまだに常時同時配信を含める際の費用上限に対する考えを明らかにしていないが、新たな実施基準や計画の作成に際しては、内容を精査し、現行の費用上限を守るよう努める必要がある。そのためにも、NHK は受信料とは別会計で実施している NHK オンデマンドと常時同時配信(見逃し視聴)との関係、子会社を含む業務範囲の抜本的見直し、民放事業者との協力関係などの課題について、早急に具体的な考え方を示すべきであり、

今回の法改正の趣旨に鑑み、速やかに実施基準や計画を明らかにするよう求める。その上で総務省には、インターネット活用業務を含めてNHKの業務等を適正に評価し、必要に応じてさらなる改革を求めるよう要望する。

以下、個別の論点について指摘する。

【インターネット活用業務と会計の透明性の確保について】

インターネット活用業務の費用について区分経理を導入し、費用の明細を財務諸表で公表することは、常時同時配信が放送の「補完」として抑制的に運用されているかを検証する上で重要な情報となる。ただし、インターネット活用業務の費用上限の水準、インターネット活用業務に属する費用を他業務に含めていないかなど区分ごとの内容をはじめ、総務省による事前の厳格な適正判断が欠かせない。加えて総務省には、NHKが現行の「受信料収入の2.5%」という費用上限を順守しつつ、実態を正確に反映した情報の公開に努める制度設計と運用を求めたい。

その際、総務省はNHKに対し、五輪やサッカーワールドカップなど多額の費用が見込まれる大型イベントなどへの支出、運用開始時期が明示されていない地域番組のネット配信にかかる費用など、将来的に変動が確実な費用の内訳や今後の見通しについても併せて示させるべきだ。大きな費用をかけた年度が下限となって平年も減らさない下方硬直性が生じたり、新たな領域を加える際に単純に追加費用が上乘せされたりなど、安易な肥大化につながらないよう運用する必要がある。

【適正な経営を確保するための制度の充実について】

今回の省令で、NHKに対し中期経営計画案、インターネット活用業務実施基準案の公表後に意見募集を行う仕組みにしたことは高く評価できる。ただし、それが集められるだけでなく、NHKが寄せられた意見の反映結果や具体的な反映方針を正確に公表する仕組みの構築を求めたい。特にインターネット活用業務実施基準については、事業を抑制的に運営する観点から、NHKが費用の算定根拠を可能な限り詳細に説明することを求める。

【子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン案について】

NHKの子会社が地方自治体や企業の広告動画制作などを安価で請け負えば、適正な競争環境が阻害されることになる。子会社の業務がNHKの事業範囲に合致しているか、応札額が適正かどうかなどを、総務省を含め不断に検証する仕組みの構築が必要と考える。

NHKと子会社間の取引については競争契約が「原則」となっている。しかし、2017年度では92.6%に相当する1,741億円の取引が随意契約となっている。必須業務・それ以外の業務にかかわらず、監査委員会が随意契約の正当性を検証し、競争契約の比率を高める仕組みが必要ではないか。

会計検査院は17年、NHK子会社の15年度末の利益剰余金が948億円に上り、子会社

の利益剰余金の適正な規模を検証、監督するよう求める報告書をまとめた。子会社に利益が積み上がる構造に対して是正を求めたものと言える。この指摘を踏まえ、NHKは自ら会計の透明度を高めるために子会社等が保有する多額の内部留保を本体と一括計算し公表する必要があると考える。また、今回の子会社ガイドラインでも触れているように、必要以上に蓄積された利益剰余金は配当の形でNHKへの着実な還元が求められる。そのうえで、NHKにおいて受信料引き下げなどの視聴者還元や必要な業務への支出など、国民・視聴者にとって有益な用途へ充当する仕組みを構築すべきである。

以 上